

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁）

制 度 名	清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長	
税 目	酒税	
要 望 の 内 容	<p>清酒、合成清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及び発泡酒（以下「清酒等」という。）の製造者が、平成元年 4 月 1 日（合成清酒及び発泡酒にあつては平成 15 年 4 月 1 日）から平成 25 年 3 月 31 日までの間に製造場から課税移出する清酒等については、その年度開始前 1 年間における課税移出数量が 1,300 キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する 200 キロリットルまでのものに係る酒税の税額を一定の割合（清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう又は果実酒にあつては 20%、合成清酒又は発泡酒にあつては 10%）軽減することとされているが、この特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成 25 年 3 月 31 日以降も延長する。</p>	
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲5,300 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 清酒等の中小零細業者の経営の安定化</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>清酒等に係る酒税の税率の特例措置（以下、「本措置」という。）は、平成元年度の酒税法改正に伴い、清酒等の税負担が大幅に上昇することになることから、中小零細業者の多い清酒等の製造者に与える影響を緩和する観点から講じられた措置である。</p> <p>しかし、平成元年度税制改正以降、累次（平成 4 年度、平成 6 年度、平成 9 年度、平成 10 年度、平成 12 年度、平成 15 年度及び平成 18 年度）にわたり酒税の引き上げが実施されてきており、現在においても、酒類の需要減少、中小零細企業の経営状況の悪化等、酒類業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。</p> <p>このような状況の中において、本措置が廃止されれば、増加する酒税負担を、商品への価格転嫁や製造者が自社吸収せざるを得ないことから、需要の更なる減少や酒類製造者の更なる経営環境が悪化することが予想される。</p> <p>さらには、東日本大震災により、東日本の極めて広範な地域において多数の酒類業者が被害を受けており、これら酒類製造者の復興支援策として、酒類の製造場について甚大な被害を受けた中小零細業者については、本措置と合わせて酒税の軽減割合を拡充する措置（震災特例法第 43 条の 2）が講じられたところであるが、本措置が廃止された場合には、これら酒類製造者の復旧・復興に影響を及ぼすこととなる。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達の促進
		政策の達成目標	本措置の目的は、清酒等の中小零細業者の経営の安定化を図ることにあるが、長期にわたり酒類の需要が減少傾向にあることを踏まえると、具体的な達成目標を示すことは困難である。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間ないし5年間の延長 (平成28年3月31日ないし平成30年3月31日まで)
		同上の期間中の達成目標	—
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	平成25年度 約2,740件 平成26年度 約2,730件 平成27年度 約2,710件 平成28年度 約2,700件 平成29年度 約2,680件
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用者数は、申告対象酒類製造者全体の約95%を占めており、適用数が僅少であったり特定の者に偏っているということはない。 また、酒税の滞納割合は他税目と比較して低水準であることから、酒税の確保に資するものであり、本措置による支援は有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に製造場から課税移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する200キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、措置法87条等の規定により計算した金額に以下の割合を乗じて計算した金額とする(震災特例法第43条の2)。 ① 平成23年4月1日から平成25年3月31日の間に移出した場合 93.75% ② 平成25年4月1日から平成28年3月31日の間に移出した場合 95%
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>平成 23 年度における酒税の軽減措置については、清酒等に係る酒税の課税額 4,086 億円であるところ、軽減額は 53 億円程度である。</p> <p>また、多くの清酒等製造者が本措置の適用を受けており、中小零細業者の経営の安定化を図ることは、全国各地の地場産業として地域経済の活性化等に資することとなる。</p>																																										
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○ 適用者数 (単位：者・%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>3,011</td> <td>2,982</td> <td>2,952</td> <td>2,929</td> <td>2,917</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,859</td> <td>2,842</td> <td>2,821</td> <td>2,797</td> <td>2,776</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>95.0</td> <td>95.3</td> <td>95.6</td> <td>95.5</td> <td>95.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用税額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税額</td> <td>5,233</td> <td>4,959</td> <td>4,586</td> <td>4,240</td> <td>4,086</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>75</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>67</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 震災特例法における適用者数及び適用税額 (平成 23 年度) 適用者数：116 者 軽減税額：1 億円</p>		H19	H20	H21	H22	H23	申告者数	3,011	2,982	2,952	2,929	2,917	適用者数	2,859	2,842	2,821	2,797	2,776	適用割合	95.0	95.3	95.6	95.5	95.2		H19	H20	H21	H22	H23	課税額	5,233	4,959	4,586	4,240	4,086	軽減税額	75	70	68	67	53
		H19	H20	H21	H22	H23																																						
	申告者数	3,011	2,982	2,952	2,929	2,917																																						
	適用者数	2,859	2,842	2,821	2,797	2,776																																						
適用割合	95.0	95.3	95.6	95.5	95.2																																							
	H19	H20	H21	H22	H23																																							
課税額	5,233	4,959	4,586	4,240	4,086																																							
軽減税額	75	70	68	67	53																																							
<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—																																											
<p>前回要望時の達成目標</p>	—																																											
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—																																											
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 6 年度、平成 9 年度、平成 13 年度、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 20 年度に適用期限の延長を要望している。</p>																																											